

第4回 放射能対策検討特別委員会

平成27年9月17日(木曜日)午前11時00分開会

出席委員(9名)

| | | | |
|-----|--------|----|-------|
| 委員長 | 相馬 義一 | 委員 | 星 宏子 |
| 委員 | 佐藤 一則 | 委員 | 櫻田 貴久 |
| 委員 | 眞壁 俊郎 | 委員 | 吉成 伸一 |
| 委員 | 山本 はるひ | 委員 | 玉野 宏 |
| 委員 | 中村 芳隆 | | |

欠席委員(2名)

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 副委員長 | 高久 好一 | 委員 | 若松 東征 |
|------|-------|----|-------|

出席議会議務局職員

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会議務局長 | 阿久津 誠 | 議事課長 | 大武 利幸 |
| 議事課長補佐 | 増田 健造 | | |

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項
 - (1) 陳情審査
 - 陳情第7号 「放射能対策に関する陳情書」
 - 陳情第8号 「放射能対策に関する陳情書」
 - 陳情第9号 「放射能対策に関する陳情書」
 - 陳情第10号 「放射能対策に関する陳情書」
4. その他
3. 閉会

開会 午前 11時00分

開会の宣告

阿久津議会議務局長 定刻になりましたので、ただいまから放射能対策検討特別委員会を開会いたします。

委員長挨拶

阿久津議会議務局長 開会に当たりまして、委員長からご挨拶をお願いいたします。

相馬委員長 皆さん、改めましてこんにちは。

9月定例会の放射能対策検討特別委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本定例会において当特別委員会に付託された案件は、陳情第7号及び陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号の計4件でございます。

各委員におかれましては、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いするとともに円滑な進行にご協力をくださいますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

審議事項

阿久津議会議務局長 3番の審議事項に入りますが、本日、高久委員、若松委員については欠席の旨の届け出がございますので、申し添えます。

では、3番の審議事項に入ります。

審議事項の進行は、委員長よろしくお願いいたします。

相馬委員長 それでは、ただいまより放射能対策検討特別委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいります。

議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。放射能対策に関する陳情書の審査に関し、傍聴希望者がありました。傍聴者数は、8月20日開催の特別委員会で12名を限度に先着順とすることを決定しましたので、委員会条例第17条に基づき、これを許可いたします。

それでは、これより陳情第7号「放射能対策に関する陳情書」を議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いします。

事務局。

増田議事課長補佐 それでは、陳情第7号についてご説明をいたします。

陳情者は、那須塩原市井口554-6、那須塩原放射能から子どもを守る会代表の手塚真子様から27年8月17日に提出されました。

内容について朗読をいたします。

東京電力福島第一原発の事故により、4年が経ち、汚染を受けた那須塩原市も市の除染努力とセシウム134の半減期を迎えたことにより、事故当初と比較してかなり街中の放射線量は下がっています。

しかし、那須塩原市は除染の難しい山林も多く、また、局所的に放射線量の高い場所も点在しており、それに不安を持つ市民もいます。そして、ヨウ素131を含んだ降下物による初期被ばくにより、子どもの将来的な健康を心配する保護者も多い事が宇都宮大学国際学部の清水准教授による一昨年のアンケート調査で示されています。

専門家の説明を受けても、それまでに放射線や放射性物質についての教育を受けたことのない者が安心できるか判断するのはとても難しい実情もあり、そうした中で我が子の無事を「見て」確認する方法として、甲状腺エコー検査を求める声が多数あります。

那須塩原放射能から子どもを守る会も、関東市

ども健康調査支援基金の協力により甲状腺エコー検査を昨年、本年と実施致しましたが、チラシ配布と同時に予約が殺到することから市民団体が対応できる以上のニーズがあると認識しています。また、市民に不安を与えている原発事故により拡散された放射性物質を、環境から完全に排除することは不可能であり、放射性物質が生活環境の中で濃縮しており注視し続ける必要があります。

今後もそれを除染という形で出来る限り環境から隔離することが求められます。そして放射線量のモニタリングデータはもちろんの事、食品測定事業等、市民が確認を必要とする際にそれが今後も安定した状態で提供されることは、市民の安心にもつながると同時に安全を確認していることで、帰郷や観光等で那須塩原市を訪れる人にも安心を与えるものであると確信します。

以上をもって、以下に陳情致します。

記。

1番、医師による甲状腺エコー検査を、希望者が不安に対する十分な説明と共に18歳以下は無料、19歳以上は1,000円程度の低額な自己負担で那須塩原市内にて受けられるよう要望します。

2番、市内の子どもが長く時間を過ごす家庭や、子どもが集まるすべての場所を $0.23 \mu\text{Sv/hr}$ にすべく、除染事業の継続を要望します。

3番、食品測定は市民が確認したい時に利用出来る様、本庁、支所のトワイライトの時間を含めた市役所の開いている時間にはいつでも測定ができる体制の維持を要望します。

以上です。

すみません、訂正をいたします。

先ほど内容の、そしての後、「放射線量」と申しましたが、「空間線量」が正確ですので、そこは訂正させていただきます。

以上です。

相馬委員長 説明が終わりました。

それでは、陳情第7号について各委員のご意見をお願いいたします。できましたら全員の方からご意見をいただきたいと考えていますので、お願いを申し上げます。

それでは、全員の意見を聞きたいということをお願いしましたので、私のほうから指名してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

相馬委員長 櫻田委員からお願いします。

櫻田委員 それでは、陳情第7号については、一部採択ということをお願いしたいと思います。

相馬委員長 玉野委員。

玉野委員 内容が3つございますんで、それぞれに一部という形で決めていきたいと思います。

相馬委員長 ありがとうございます。

中村委員。

中村委員 私も陳情7号につきましては一部採択という形をお願いしたいと思っております。

相馬委員長 星委員。

星委員 私も一部採択という形で考えております。

相馬委員長 佐藤委員。

佐藤委員 私も同じく一部採択ということをお願いをいたしたい。

相馬委員長 吉成委員。

吉成委員 3つの要望が出ていますが、私も一部採択ということで考えています。

相馬委員長 眞壁委員。

眞壁委員 私もですね、3つの意見が出ていますが、一部採択と、そのように思っています。

相馬委員長 山本委員。

山本委員 私は全て採択をお願いいたします。

相馬委員長 全員の意見が出ました。

ほかにご意見ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

相馬委員長 ないようでございますので、ここで皆様にお諮りします。

一部採択という意見が多ございました。その中で今回3つの内容がありますので、各項目ごとに一部採択の可否をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

相馬委員長 それでは、そのように取り扱います。

それでは、まず1について、医師による甲状腺エコー検査のことについての採決をとりたいと思います。

これについて賛否をとっていいですかね。可決を求めます。1について、採択の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 挙手全員です。

1については採択と決定いたします。

続きまして、2についてお諮りいたします。

2について採決をいたします。

2について採択の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 挙手4名。結構です。

不採択の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 4名。

ただいまの挙手によりまして可否が同数でございます。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところによります。委員長である私の意見は、2については不採択とさせていただきます。

よって、本案については不採択と決しました。

続きまして、3についてお諮りいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時14分

相馬委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大変申しわけございませんでした。

それでは、2についての意見を聴取いたします。意見のある方。

山本委員。

山本委員 2について採択ということで私は思っているんですが、子どもたちがやはり長く過ごしている場所は不安がないということが一番の今の大切なことだというふうに申しています。市のほうの基準でも0.23というところまで下げることであって、一部、非常に高いところが残っているという現状を見ますと、きちんと議会のほうで要求を出して除染を続けるということは非常に大切なことだと思います。これは採択してほしいと思います。

相馬委員長 吉成委員。

吉成委員 山本委員と同じく、第2項についても採択すべきだと思います。

基本的な考えとしては、ただいま山本委員が述べたことと大差はございませんが、やはり特に私は、この前特別委員会の中でも意見が出た経緯があります。お孫さんがいたり、そういった家庭においては、結構遊びに来て、その遊びに来る日にちも頻繁であったりする場合には、相当そのお宅が当然18歳以下の子どもがいない場合には、ホットスポットの除染のみしか行われていない家庭がたくさんございます。そこに子どもたちが行った場合には、不安に思う親もいるし、またおじいちゃん、おばあちゃんも不安に思っていると。

そういった部分も含めて、子どもたちが集まる

別の場所については、この0.23 μ Sv以下の除染を継続して行うことは妥当な判断だと思います。

以上です。

相馬委員長 櫻田委員。

櫻田委員 この件に関して不採択ということで意見を申し上げさせていただきますが、この陳情が出てきて、私の会派としても十二分に精査をしたところであります。採択という声もありましたが、執行部等との意見交換並びに勉強会をさせていただきました。その中で、どうしても執行部としてはいろいろな理由を鑑み、今までの状況も説明していただき、どうしてもできないことに関しての採択するというような無責任な結果は出せないという会派の意見になりまして、どうしてもこの部分だけはもう一度精査をしながら、私どもの会派としても前向きに考えるということで不採択ということにしました。

相馬委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

眞壁委員。

眞壁委員 家庭や子どもが集まる全ての場所というところを0.23、話はよくわかるんですが、0.23というのは、国のほうの考え方の中でも、ここを目指していくというような考え方であって、実際に1年間で1 mSvという数字もあります。0.23以上でも、いろんな場所がありますんで家の中にいれば当然低い、また外の高いところにいれば高くなるというようなところで、その平均をとっても、これは国の数字かと思うんですけども、0.23から0.6ぐらいまででも年間1 mSv受けるというような、それより低い数字というような数字も出ていますんで、私はこれについてはちょっと不採択です。

相馬委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

相馬委員長 ないようですので、討論を行います。討論はございますか。

山本委員。

山本委員 座ったままでいいですか。

相馬委員長 いいですよ。

山本委員 私は、これは1、2、3とも採択をするということに賛成ですので、その討論をいたします。

ここに書いてある要望書の要旨をしっかりと読んですけれども、非常にここに住んでいる人たちにとって全うな気持ちがあらわれているというふうに思います。市民の不安、わからないものに対する不安、特に今、子育てをしているお母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんの不安、そして子どもたちの健康への不安を取り除くことは、行政にとって一番大切なところだと思います。そういうことを要求しているんで、その市民がこの3つのことをやってもらうことによって安心を少し担保できる。それで安心とは言えないけれども、安心感を得られるということは、今、市が進めている人口を減らさないまち、観光客をふやしてこのまちを活気のあるまちにして、外からたくさんの人を呼び込もうという定住促進の考え方からいっても、やはりこの那須塩原市を安心安全なまちだというアピールをするためには、ここに書かれている要望をしっかりと受けとめて採択をしていくべきだと思います。

そういう意味で、私はここに書かれている、出されている3つの要望全てに採択をしたいということでございます。

以上です。

相馬委員長 ほかに討論はございませんか。

櫻田委員。

櫻田委員 一部採択のことで討論をしたいと思います。

1番に関しては、私も子を持つ親としての気持ちで十分理解をするところであります。2番に関しては、執行部との勉強会を重ね、どうしても実施は難しいと。いろんな説明も聞きました。私も、会派としても、採択という声は出しましたが、余りにも無責任だというような意見を反映し、このことに関してはもう少し勉強し、低線量メニュー並びに本市のとった行動にも敬意を表しながら、もっと深く考えたいと思うようなことで、2番に関しては不採択にしました。

そして、3番についてですが、この件に関しては……

〔「2まで」と言う人あり〕

櫻田委員 今言ったような形で、一部採択ということでお願いします。

相馬委員長 ありがとうございます。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

相馬委員長 それでは、もう一度会議を進めます。ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

相馬委員長 それでは、 について採決いたします、もう一度採決します。

について採択の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 結構です。

不採択の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 ただいまの採決のとおり、可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員

長の決するところによります。委員長である私の意見は、不採択であります。

については不採択といたします。

続きまして、 について採決します。

についての意見をお聞きします。

山本委員。

山本委員 食品の測定については、今だんだん数値的には測定をする人は減っておりますが、やはり不安を持つ人がいます。それで、現在、本庁と、それから支所においては、本庁は毎日やっていますが、夜間はやっていない、支所については2日ずつしかやっていないという状態だと、やはり不安を持った人たちにとっては、その時間に行けない人もいるということで、窓口だけはきっちりと広くあけておくということは、大変必要なことだと思いますので、ぜひ本庁も支所もトワイライトの時間も含めて、いつでも測定ができる、そういう体制を整えるべきだと思います。

相馬委員長 ほかに。

星委員。

星委員 私は、食品検査に関しては不採択ということで意見を言わせていただきたいと思います。

食品検査、もちろんいまだに高いところがたくさんありますし、キノコが実際に食べられるようなことではありませんが、現在、市のほうとしましても実施していないわけではなく、本庁にしましても月曜日から金曜日、週に5日間、西那須と箒根支所に関しては週2日にはなっていますが、測定はしております。毎日本庁のほうでもやっておりますので、そういったところを利用しつつ食品検査に関しましては今の現状を継続でいいかと思ひまして、ここの項目に関しましては不採択ということで意見を述べさせていただきます。

相馬委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

相馬委員長 意見がないようでございますので、
討論を行います。

中村委員。

中村委員 それでは、採択で討論を述べたいと思
います。

食品検査については現状も実施してかなり少な
くはなっているところではありますが、窓口を広
げて、そういったもう少し広く、そしてオープン
に、そして検査する人が負担のかからないような
少しこういったことを体制をきっちりするという
ことでお願いをしたいと思うので、採択というこ
とでお願いします。

相馬委員長 ほかにございますか。

山本委員。

山本委員 食品測定が数が少ないからといって時
間を狭めていくというのは、企業の論理だと思
うんですね。行政というのは、来る人がいないに
しても、やはりいつでもそういうことができるとい
うのが市民の安心・安全につながっていくと思
いますので、ぜひこれは今よりも長い時間ででき
るだけ開設をしていただきたいと思います。機会は
やはり広げておくべきだと思います。

以上です。

相馬委員長 ほかに討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

相馬委員長 討論がないようでございますので、
討論を終結し、採決いたします。

3について採決いたします。

3について採択の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 5名。結構です。

不採択の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 3名。

過半数が5名でございますので、3については

採択といたします。

〔「委員長、暫時休憩をお願いします」と
言う人あり〕

相馬委員長 暫時休憩。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

相馬委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、陳情第7号については、一部採択と
決定をいたしました。

以上で陳情第7号の審査を終了いたします。

続きまして、陳情第8号「放射能対策に関する
陳情書」を議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

事務局。

増田議事課長補佐 それでは、私のほうから陳情
第8号についてご説明申し上げます。

陳情者は、那須塩原市関谷467-2、関谷下田
野地区コミュニティづくり推進協議会代表、君島
守様です。

提出は27年8月17日です。

内容につきましてご説明します。

那須塩原市におかれましては、福島第一原子力
発電所事故による放射能汚染に関して、いち早く
市内小中学校グラウンドの表土除去を実施すると
ともに、除染対象を保育施設や児童クラブに広げ
ていただいたほか、放射線測定器の貸し出し、食
品の放射性物質簡易検査、ホールボディーカウ
ンターによる内部被曝検査、個人住宅と公民館等の
公共施設の除染、市内小中学校のグラウンド以外
の除染の追加等々、市民、特に子どもたちの健康
を第一に考えた対応をしていただき、感謝申し上
げます。

さて、現在、那須塩原市内において空間放射線量の高低の差が生じていることは、市が公表している市内の空間放射線量マップでも明らかです。その中でもハロープラザ地域の関谷・下田野地区は、市内でも空間放射線量が高い地区であることが地域住民の測定によって把握されています。ハロープラザに設置されているモニタリングポストは2015年7月現在0.09 μ Svと、空間放射線量の数値が示されています。そのハロープラザは、徹底した表土除去と木々の伐採等の除染方法により、関谷下田野地区において、そこだけ線量が低い箇所になっています。

関谷・下田野地区も市の除染が実施されました。2014年12月から2015年2月に関谷小学校のグラウンド以外の除染未実施箇所（緑地、土手等）や各公民館も実施されました。関谷・下田野地区の未来を考える会では、市の除染実施後に関谷小学校、各公民館、各公園を地域住民、保護者の協力で空間放射線量を計測しました。その結果、ほとんどの箇所が除染基準である0.23 μ Sv以上であることが把握できました。除染をしても除染の方法によっては不安を払拭できる数値には至らない。また、子どもの健康に安心安全をもたらす状況にはほど遠いということがわかりました。

私たちは、子どもの被曝が低減できるよう、そして地域住民、保護者の不安を取り除き、関谷地区の子どもたちが原発事故以前の生活を取り戻せる環境になることを望みます。原発事故後、関谷地区の子どもが関谷地区の公園で遊ぶ姿をほとんど見ません。18歳以下の子どもがいない世帯は、表土除去による除染方法の対象でないため、0.23 μ Sv以上である世帯がほとんどです。そのために孫や子どもが関谷・下田野地区に戻ってこないという現象も起きています。

以上のような関谷・下田野地区においては、除

染後の数値目標を最低0.23 μ Sv以下を掲げ、効果のある除染を要望します。ハロープラザだけが空間放射線量が低減しても、ハロープラザ周辺では子どもは遊びません。ハロープラザのモニタリングポストの数値が0.09 μ Svという数値は、除染方法によって効果が出るよい見本です。しっかりした除染をして、ハロープラザのような空間放射線量になり、子どもたちが外で遊べるようになることが関谷・下田野地区の願いです。

つきましては、那須塩原市議会におきましても、要望内容が実現できるよう市執行部に働きかけていただくとともに、放射能汚染対策をさらに推進していただきますように陳情いたします。

記。

1番、関谷小学校の除染未実施箇所の再除染。

関谷小学校においてグラウンド以外の箇所（緑地、土手、側溝、木々等）は、ほとんどが市の除染基準である空間放射線量0.23 μ Sv以上です。子どもたちの被曝低減、保護者の不安低減のために再除染を要望します。

除染方法は、ハロープラザと同様いずれの箇所も表土除去による除染、また和香園、庭園にある木々を伐採し、枝を地面から高さ4mを選定、土手等の芝は芝を除去し、汚染されていない芝を植えかえること。関谷小学校の側溝の汚泥等の放射性物質の除去、バックネットにも放射性物質が付着していることがわかり、除去し新しく設置することを要望します。

2番、関谷・下田野地区の各公民館の敷地内の表土除去による除染の実施を要望します。

3番、関谷地内公園、区画整理地公園の表土除去による除染の実施を要望します。

4番、関谷地内、南公園の調整池の立ち入り禁止の措置を要望します。

5番、各公園の継続的な空間放射線量の測定の

実施と公表を要望します。

6番、関谷・下田野地区の除染において、18歳以下のいる世帯に変わらず、除染を希望する世帯には全戸対象に表土除去による除染を要望します。

7番、福島第一原発事故時に那須塩原市に在住していた20歳以下の子どもを対象に甲状腺検査を市によって実施することを要望します。

以上です。

相馬委員長 説明が終わりました。

それでは、陳情第8号について各委員のご意見を願いたいと思います。

じゃ、私から指名します。

櫻田委員。

櫻田委員 一部採択でお願いしたいと思います。

相馬委員長 理由をお願いします。

櫻田委員 1番から全部、7番までですか。

相馬委員長 いや、一部採択の意見を。

櫻田委員 一部採択の理由ですが、1番から7番までそういった要望、いろいろ出ていますが、これも先ほど述べたように採択ですと、できないものに対して採択するのは少し、会派では無責任じゃないかということなんで、執行部とも勉強会を開いたり、私どもも現場の市会議員等の話を聞いたり、いろいろ精査をして、このものに関して、1番から7番のものに関して、1番、4番、5番に関しては採択、2番、3番、6番、7番に関しては不採択ということになりましたので、一部採択でお願いします。

相馬委員長 山本委員。

山本委員 私は、ここにありますが1、2、3、4、5、6、7全て採択ということで、採択でお願いしたいと思います。

理由は、関谷と下田野地区の方々にとって、こはやはり市内の中で特異に高い部分ですので、ほかのところを全部終わっている、かなりの部分

は終わっているんですが、この特に高いところを、やはりもう今の時期となつては徹底的に除染をしてもらいたいと思います。特にハロープラザのモニタリングポストのことがここに書いてありますが、ここに書いてあるように、徹底して除去すれば下がってくるんです。きょうも執行部の説明の中で、食品検査を箒根の出張所でやっているものは、周りの線量が高いので、黒磯と西那須は1日6回できるのが4回しかできないというようなことをおっしゃっていました。ということは、高いんです、こは。

そういうことを考えますと、もう当然ここにいる子どもたちや、そして住んでいる人たちの不安を除くために、ここに書いてある全てのことを採択として執行部のほうにきちんと伝えていくのが筋だと思いますので、採択をしたいと思います。
相馬委員長 中村委員。

中村委員 内容が7項目出ておりますのを精査させていただきました。先ほど櫻田委員が申し上げましたように、1番と4番、5番を採択すべきということで、あとは不採択ということで、一部採択ということをお願いをしたいと思っております。

内容は、櫻田委員と同じです。

相馬委員長 玉野委員。

玉野委員 この関谷という場所は独特というか、独自の場所ですね。全市からしても、やっぱり別なゾーンだと思いますので、そういう方向が那須塩原市として継続してこのことを見続けるということは、那須塩原市の姿勢になると思いますので、1から7を一括して採択ということにお願いします。

相馬委員長 佐藤委員。

佐藤委員 一部採択でお願いいたします。

理由につきましては、櫻田委員、中村委員と同じく、議論を重ねた結果、こういう結果になった

ので、同様な1、4、5が採択として、そのほかは不採択ということになりましたので、お願いします。

相馬委員長 星委員。

星委員 私としましては、やはりハロープラザがもう徹底して除染をしたということで、 $0.09\mu\text{Sv}$ になるということは、やはり徹底すれば下がるということで、先ほどの玉野委員ではありませんが、関谷に関しては本当に特別な地域になってしまっているということもあります。逆に言うと、そこを徹底除染すれば、本当に下がるんだというモデル地域にもなるといいますので、そうしたことも踏まえて、この陳情書については採択という意見です。

相馬委員長 眞壁委員。

眞壁委員 私は一部採択ということですが、理由につきましては、1については、やはり小学校ということで、非常に子どもたちが一番生活、また学校ということで、いる時間が長いということで、1に関しては採択です。

あと、2、3については、これ一応除染のほうは実施しているところで、ほかの地域についても、多少この関谷、下田野地区は確かに高い状況かと思うんですが、除染を1回実施していますので、これについては不採択ということでございます。

あと、4番、5番につきましては、この処置についてはできると思いますので、4番、5番については採択です。

6番、7番については、これについては不採択ということです。

相馬委員長 吉成委員。

吉成委員 採択すべきと考えます。

先ほどの陳情7号の3つの項のうち、私は2つに関しては採択すべきという意見でした。こちらに関しても6、7は同じ項目となりますので、当

然だと思えます。それから、1番に関しましては、先ほど来出ていますが、やはり市内の小中学校の中で本当に子どもたち、これは中学校も含ますけれども、小学校の中で当然長い時間を過ごす小学校の線量がこの関谷小だけ高いというのは異常なわけですから、それと、その近辺に関しても当然高いということですので、1から5に関しても当然行うべきということで採択の考えです。

相馬委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

相馬委員長 ないようですので、討論を行います。

討論はございますか。

星委員。

星委員 関谷、下田野地域含めまして、ホットスポットと言われる地域、市内でもまだあります。その中で子育てをする親、またはおじいちゃん、おばあちゃんが子どもを見ている地域もたくさん、ご家庭もたくさんありますが、放射能という目に見えない形での脅威というものは、そこで生活している人でないとわからない部分もたくさんあると思います。そうした不安を払拭するということもとても大事だと思いますし、やはり目に見える形でのそういう結果が出るということも、暮らして安心という地域づくりにはとても必要だと思いますし、先ほど言いました、また除染をすればきちんと下がるんだよというモデル地区にもなるといいますので、ぜひこの陳情に対しては採択ということで討論したいと思います。

相馬委員長 山本委員。

山本委員 全て採択すべきということで討論をいたします。

今、那須塩原市にとって一番大切なことは、不安を持っている、この放射線の汚染に対して不安を持っている人たちをいかに減らしていくか、不安を持たないような施策をしていくかだというふ

うに思います。特に学校とその周辺の除染は最優先すべきものというのは、初めから第一に掲げているのが那須塩原市でした。

その中で、ほんの一部の、この関谷の地区の、また2つあると思うんですが、その2つのところが特に高いということは、もうそこに徹底して除染をすべきだというふうに考えます。そのことを、やはりそこに住む住民の方々、子どもも含めて、将来にわたって不安を持たない、ここに住み続けようという、そういう気持ちになる、大事なことだと思いますので、この7つの要望に対して全て採択すべきということで討論といたします。

相馬委員長 櫻田委員。

櫻田委員 一部採択の立場から討論をさせていただきます。

まず1番に関してなんかは、もっと執行部としてはなかなかこれ以上できない、低線量メニューでできない、いろんな諸事情も勘案しますと、できれば地域の人々に一緒になりながら、木などを切りながらどんどんそういった進められる部分のところだけは積極的に進めてもらいたい。私の会派では、何度も言っていますが、採択をしたいところではありますが、無責任な採択はしたくない。もういろんな意味でここまで除染が進んでいる本市の除染の取り組みも、非常に評価のできる取り組みではありましたが、ここに来て、低線量メニュー、いろんなものがハードルが高く、進まない部分もありますが、そういったものに関してはぜひ地元の人たちと協力をしながら進めていってほしい、そういうことも執行部との話をしながら私どもで研究をしているところであります。

また、公民館等に関しても、やっていないわけでもないですし、市としてもとりあえずは一通りはやったよと説明をいただきました。さらなるそういったものに関しては、もう少し時間がかかる

んではないかという部分もありますし、例えば4番の立ち入り禁止の措置などは、看板等の設置などで十分クリアができるのではないかとということも勘案しながらいろいろ議論を重ねました。

そして、6番、7番、特に6番に限っては、市などの独自のメニューもありますし、まだまだ今の現状、関谷地区の現状もまだまだ100%の除染をやっているわけではありませんが、そういった部分の行政側との周知の仕方、そういったものももう一度原点に戻っているいろいろ進めてみてはどうだという要望を投げかけながら、今回は一部採択という結論に出ましたので、どうかよろしく願いたいと思います。

相馬委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

相馬委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

陳情第8号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 結構です。

挙手少数と認めます。

それでは、念のためにお諮りいたします。

陳情8号について、一部採択とすべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 結構です。

ただいまの挙手の結果、可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところによります。委員長である私の意見は、一部採択でございます。

よって、本案については一部採択と決しました。

それでは、一部採択となりましたことから、項目ごとに採決をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、1番の関谷小学校の除染未実施箇所の再除染についてを審査いたします。

ご意見等ございますか。

相馬委員長 では、採決いたします。

1番について、採択すべきものとする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 全員とみなします。

2番について、関谷・下野田地区の各公民館の表土除去についての件を諮ります。

採決いたします。

採択すべきものとする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 4名、結構です。

不採択とすべき方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 この件についても可否同数でありますので、よって、委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところにより、不採択とさせていただきます。

3番についてお諮りいたします。

採択とすべきものとする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 結構です。

不採択とすべきものとする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 結構です。

3番についても可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところによります。委員長である私の意見は、不採択であります。

よって、3番も不採択といたします。

4番についてお諮りいたします。

関谷地区南公園の調整池の立ち入り禁止の措置の要望について、採択すべきものとする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 全員です。

4番については採択といたします。

5番についてお諮りいたします。

各公園の継続的な空間放射線量の測定の実施と公表をする要望についてを採択とすべきもの挙手をお願いいたします。5番です。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 全員でございます。

採択といたします。

6番についてお諮りいたします。

関谷・下野田地区の除染について、18歳以下のいる世帯にかかわらず希望する世帯全世帯対象に表土除去をすると、除染を希望しますのことに付いて、採択すべきものとする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 4名。

不採択とするべきものとする方の。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 ただいまの採決も可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところによります。委員長である私の意見は、不採択であります。

よって、6番については不採択といたします。

7番についてお諮りします。

福島第一原発事故による20歳以下の子どもを対象とする甲状腺検査を市によって実施することに対する要望でございます。

採択とすべきものとする方の挙手をお願いし

ます。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 結構です。

不採択とする方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

相馬委員長 7番も可否同数であります

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長の決するところによります。委員長である私の意見は、不採択であります。

よって、7番についても不採択といたします。

以上で陳情第8号の審査を終了します。

続きまして、陳情第9号、10号とあるわけでございます。9号、10号と審査があるわけでございますが、同一趣旨、同一内容の放射能対策に関する陳情2件でございますので、この件について、みなし採決としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬委員長 陳情第9号、10号は、既に議決された陳情と同一趣旨のものでありますので、議決不要としたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬委員長 本陳情は、一部採択とすべきものとみなすことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

相馬委員長 一部採択とすべきものとみなします。

以上で陳情審査は終了となります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

再開いたします。

その他

相馬委員長 続いて4のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

相馬委員長 事務局からは何かありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

相馬委員長 ないようでございますので、大変、委員長の進行がちょっと手間取ったことに対して、申しわけなく思っております。

閉会の宣告

相馬委員長 これで今定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告は本職が作成し、議長に提出しますので、ご一任くださいますようお願い申し上げます。

これをもちまして、放射能対策検討特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時57分